

事業名	概要	令和 6 年度計画
熱中症対策推進事業	「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」に伴い、国の熱中症対策実行計画が見直され、各自治体に対し熱中症予防を強化するための取り組みを行うことが定められた。それに伴い、「熱中症による死亡事故などを予防」、「市民ひとり一人が熱中症について正しい知識を持って予防を心がけ、熱中症になった時に適切な対処を行うことができるようにする」ことを目標とし、「クーリングシェルター（暑さを避けるため不特定の者が利用できる冷房設備を有する施設）の指定」や「熱中症対策の予防・啓発」、「関係各課・機関との調整」を行う。	・熱中症対策推進委員会の開催 ・公共施設及び民間施設における指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定 ・熱中症特別警戒アラート発表時における市民への周知 ・啓発物の作成及び配布 （ポスター、チラシ、うちわ、熱中症カード、車両用マグネットシート、ステッカー、のぼり） ・イベント等における普及啓発
7 0 日間チャレンジウォーキング事業	市制施行 7 0 周年を記念して、幅広い層の市民に対して、健康増進の機運を高め、生活習慣病の予防と日常的な健康づくりに取り組む意識啓発を図ることを目的として、スマートフォン用ウォーキングアプリの活用や、アプリに頼らない実地イベントといった事業を行う。	・実地イベントの開催 日時：11月9日（土） 内容：台紙にチェックポイントでスタンプを押し、コースを回る ・ウォーキングアプリでのウォークラリー 実施期間：10月1日（火）から12月9日（月）
心疾患予防啓発事業	死亡要因として、がんに次いで多い心疾患に関心を持ってもらい、正しい知識の周知や啓発を図ることを目的に心不全予防検診を実施する。	・対象者（令和 6 年度 7 5 歳になる市民）に受診券を送付し、市内協力医療機関で検査を実施。 ・検診期間：6 月 3 日（月）から翌 7 年 1 月 3 1 日（金） ・内容：血液検査による NT-proBNP 検査
がん患者へのアピアランスケア支援事業助成制度	がん患者の方へのアピアランスケアの一環として、がんの治療に伴い外見の変化による悩みを抱えている方に医療用ウィッグや補正下着等補正具の購入及びレンタル費用の一部助成を行う。 （事業概要） 対象：がん治療により補正具を購入、またはレンタル契約をした市民 対象品目：令和 6 年 4 月 1 日以降に購入または、レンタル契約をした以下の品目 頭部 医療用ウィッグ、毛付き帽子等 胸部 人工乳房、補正下着等 申請期間：購入またはレンタル契約をした日の翌日から 1 年以内 助成額等：購入等費用（上限 20,000 円/回）、助成回数は 1 人 2 回まで 申請方法：必要書類を揃えて保健センター 3 階成人保健係窓口へ直接申請	・令和 6 年 6 月 3 日より申請受付開始。 ・チラシを作成し、庁内の関係部署及び関係機関へ配架を依頼。
健康危機管理事業	感染症や災害時等、市民の健康危機に対して、保健師が組織横断的な連携体制を構築することを目的に連絡会を実施する。連絡会では、健康危機管理に係る庁内保健師活動指針の作成に向けた専門家を交えた事例検討会の実施や、健康危機管理に関する市内民間福祉施設等の人材育成、普及啓発に関する事業を行う。	・保健活動等推進会議（年 2 回開催） ・各部会の設置 人材育成、災害時保健活動、感染症対策 ・研修の開催 保健活動に関する研修、人材育成研修、健康危機管理に係る専門研修